

## 東京都地方独立行政法人評価委員会 平成18年度第3回試験研究分科会

1. 日時：平成18年8月2日（水） 13時15分から14時00分まで
2. 場所：地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター城南支所2階交流室
3. 出席者：板生委員、井上委員、泉澤委員、鞠谷委員、松本委員
4. 議題：報告事項 （1）役員給与規程及び退職手当規程について
5. 議事概要：
  - 1 役員報酬規程及び退職手当規程について

事務局より役員給与規程及び退職手当規程について説明。

【質疑応答・委員意見】 ※太字ゴシックが委員意見

- ・ **役員退職手当規程4条第2項の「前項の規定により計算した金額が、その者の退職手当算定基礎額に」というところで、「退職手当算定基礎額」は第何条で読めるのか？**

⇒ 第4条で「当該職への就任後、退職又は解任の日までに支給された年俸の総額を第5条に定める役員として引き続いた在職期間の月数で除した額」と規定している。年俸が業績によって変わるので、就任期間の年俸の総額を在職期間で割ることによって平均を出している。

- ・ **他団体など一般的にはどうなのか？**

⇒ 首都大学東京も同じ基準である。

- ・ **10年以上役員をすることはないのか？若くして有能な人材は早く役員にして、外部からもいい人材をどんどん探ってきて役員にしていってほしいと思うが。**

⇒ それは任用の問題もあり、今後の話になるかと思われる。

- ・ **役員給与規程第5条で、「評価委員会による産技研の評価結果に応じて別途定める査定率を乗じた額を支給する」とあるが、この評価結果というのは具体的にどういった形になるのか？**

⇒ 事務局で評価基準（案）を作成しており、今の段階で具体的に何段階評価になるか等詳細はわからないので、今後本分科会での審議により具体的に評価方法なり評価内容が具体的にになった段階で、それを反映していきたいと思っている。

- ・ **検討案づくりが進んでいるということか？まもなくそれは出るのか？**

⇒ 秋くらいには出せると思っている。

・ **基本的には業績を反映させた上で理事長の権限において役員の給与を決めるということ  
でいいのか？**

⇒ 役員の年俸は理事長が役員の実績等を勘案して額を決めるという規程になっている。その基準については、本年度第1回の分科会で了承いただいたとおりである。